

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

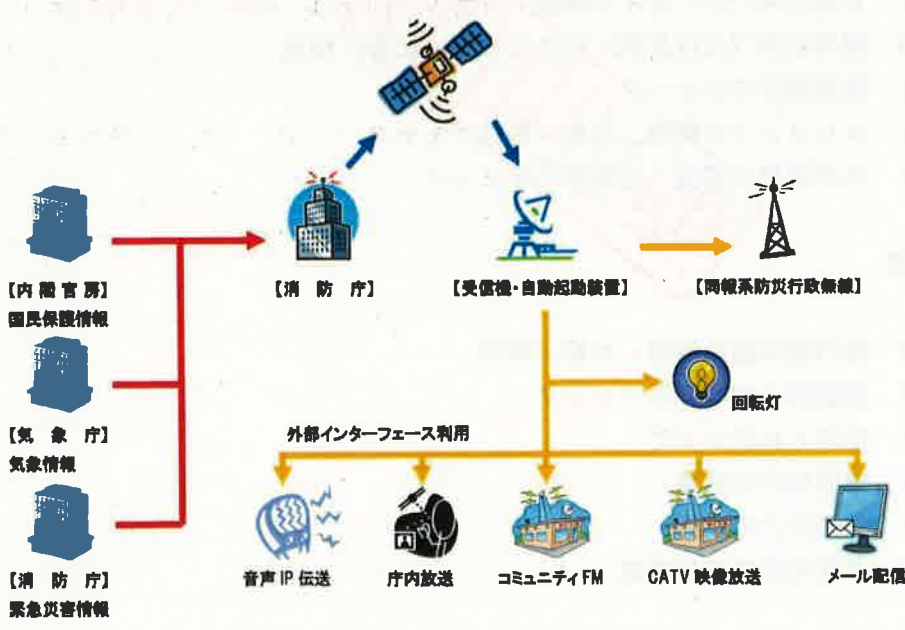
緊急時

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

- ・利用者や地域住民とのコミュニケーションを図り、情報を入手する〈聞く〉、目を配る〈見る〉、声かけをする〈話す〉、という基本的な行動を実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。
- ・具体的な取組み内容はマニュアル化し、スタッフ全員と警備委託先に周知します。
- ・職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事故・事件の防止対策の徹底を図ります。
- ・定期的に行われる全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急地震速報を受信した際の避難行動マニュアルを整備し、行動訓練についても積極的に参加します。

J-ALERT受信システム



J-ALERT は、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁および消防庁）から直接地方自治体およびその関連機関に瞬時に伝達することを目的としたシステムです。

米子産業体育館にも設置されており、緊急時には館内に自動で放送が流れます。

①火災・災害等防止対策

ア) 火災

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。また、消防計画に基づいた防災活動を行うと共に、緊急時マニュアルに基づいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練等）を年2回実施します。

〔火災を防ぐ〕

- ◆火元周辺・建物周辺に可燃物を置かない。
- ◆燃料・薬品は定められた使用方法と安全な保管をする。
- ◆消防訓練を実施し、火災発生時の対応行動を把握する。
- ◆消防設備の定期点検を実施する。
- ◆消火器、消火栓、火災報知機の操作方法を習得する。
- ◆火元責任者による責任区域の安全確認を行う。

イ) 地震

被害を最小限に食い止めるための備えをします。
また、大規模地震発生時の初期行動マニュアルを定期的に再確認し、地震発生時に、的確な行動ができるようにします。

〔地震に備える〕

- ◆落下、転倒などの危険箇所の対策を実施する。
- ◆火気使用場所の整理整頓に努める。
- ◆消防設備、シャッター等の定期点検を実施する。
- ◆崩落、落下の恐れがある箇所は早期に修繕する。

ウ) 台風・豪雨

台風・豪雨・大雪は、予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどをして、限られた時間内で備えを行います。

〔台風・豪雨に備える〕

- ◆テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握して起り得る事態に対応策を練る。
- ◆飛ばされやすい物や倒れやすい物を撤去、移動する。
- ◆植栽、工作物等の養生や補強をしておく。
- ◆利用者に呼びかけをし、被災を回避する。
- ◆施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- ◆日ごろの巡回によりハザードマップを作成し、風雨により危険の増幅が予測される場合は、事前に措置を施す。

- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時

エ) 緊急時に備えた資材調達

医薬品、AEDなど“緊急資材”のほかにも災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他“避難誘導資材”“災害対策資材”などが必要であり、常備をしないまでも、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。



②スポーツ活動における事故防止対策

“来館利用者の安全”をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止、防犯、防災に最善を尽くします。

対策	内容
スポーツ活動における事故防止対策	スポーツ活動に欠かせない器具は、常に安全で適正な状態に管理されていなければなりません。私たちは、毎日『チェックシート』に基づく器具点検を実施し、異常の早期発見に努めます。
熱中症予防の呼びかけ	<p>日本体育協会の“熱中症予防の運動指針”に沿い、定期的にWBGT計を使っての測定結果をお知らせするとともに受付時に注意喚起します。また、各体育館入り口付近にWBGT温度計を設置し、リアルタイムで利用者が確認できるようにします。</p> <p>指針(下表)は、パネル化して体育館の入口に掲示し、WBGTが28℃に入っている場合は、直接活動の代表者等と安全性について話し合いをします。</p> <p>特に、子ども、高齢者のスポーツ活動についてはより注意が必要と考えます。</p> <p>また、官民挙げての ※1「熱中症予防声かけプロジェクト」に賛同し、積極的に声掛け、情報提供を行います。</p>
健康チェックの奨励	受付ロビーに全自動血圧計を設置し、運動前の健康チェックに役立ててもらいます。全ての利用者が日頃からご自身の健康管理と事故防止について興味をもっていただけるように働きかけます。また日々の運動効果を実感してもらえようように体脂肪計も設置します
ウォーミングアップやクーリングダウンの指導	希望者、希望団体に対し、スタッフによるウォーミングアップ指導などの安全教育を行います(事前の申し出と打合せを要します)。



熱中症予防の運動指針

熱中症予防運動指針

WBGT℃	湿度℃	乾燥度℃	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻りに休養をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が懸念ので、積極的に休養をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休養をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※1 熱中症予防声かけプロジェクトとは

みんなが少し意識を変えるだけで、熱中症被害は防げる。官民が共同で、熱中症予防を呼びかけていく国民運動、それが、「ひと涼みしよう 熱中症予防声かけプロジェクト」です。

暑さに敏感になりましょう。
からだで感じる暑さと実際の気温は異なることがあります。

熱中症予防には水分補給が肝心です。
いつでもどこでも水分補給ができるように、飲み物を持ち歩きましょう。

夏に頑張りすぎは禁物です。
疲れている時は熱中症にかかりやすいので、休息をとるようにしましょう。



- 2
 - 3
 - 4
 - 5
 - 6
 - 7
 - 8
 - 9
 - 10
 - 11
 - 12
- 緊急時

きちんと食事をとることも熱中症予防になります。



体力がないお年寄りや子どもは、熱中症にかかりやすいです。



③不審者等防止対策

ア) 不審者・不審物

防犯体制を強化するために所轄警察署、交番等と連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力を行います。また、利用者に対する情報提供、注意喚起を積極的に行います。

〔不審者・不審物への備え、回避策〕

- ◆館内外を適時巡回し、不審物、不審者の有無を確認する。
- ◆事件、不審者情報等を入手し、周知する。
- ◆お客様に声をかけ、日頃からコミュニケーションを取る。
- ◆周辺に不審者らしき情報がある場合は警察に知らせる。
- ◆更衣室やロッカーの中などをよく確認する。
- ◆年1回不審者に対する防犯訓練や講習会を実施します。
- ◆施設内を定期的に巡回し、不審者を発見したら警察への通報等必要な措置をとります。

イ) 盗難防止

- ・盗難事例や事故事例のある箇所、または、予測される場所に注意喚起表示の貼り紙等を掲示します。
- ・職員と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事件発生防止に努めます。



④AED(自動体外式除細動器)の管理

国内で非常に多い心臓突然死、その中で特に多いのが心室細動(心臓の痙攣)によるものです。発生した場合は早期の除細動(痙攣を止めること)が救命の鍵となります。

当施設は、AEDを利用者の方が一目でわかるように事務室前に配置し、常時使用できるように維持管理を行なっています。また、敷地内において1分以内でAEDを届けます。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

AEDの管理
・AEDが常時使用できるよう維持管理を行います。
・年2回以上の定期点検を行います

全職員がAED講習を受講
・全ての職員がAEDを使用できるように心肺蘇生法、AEDの講習会を受講しています。
・心肺蘇生法やAEDの使用訓練を年2回以上行っています。

危険度合いの対応
・未就学児(約6歳まで)の小児にもAEDの使用が出来るように小児用パッドを準備しています。



⑤感染防止用フェイスシールドの携行

心肺蘇生(CPR)を行う場合、重要となるのが一刻も早く心臓マッサージ、人工呼吸を行うことによる救命率の向上です。

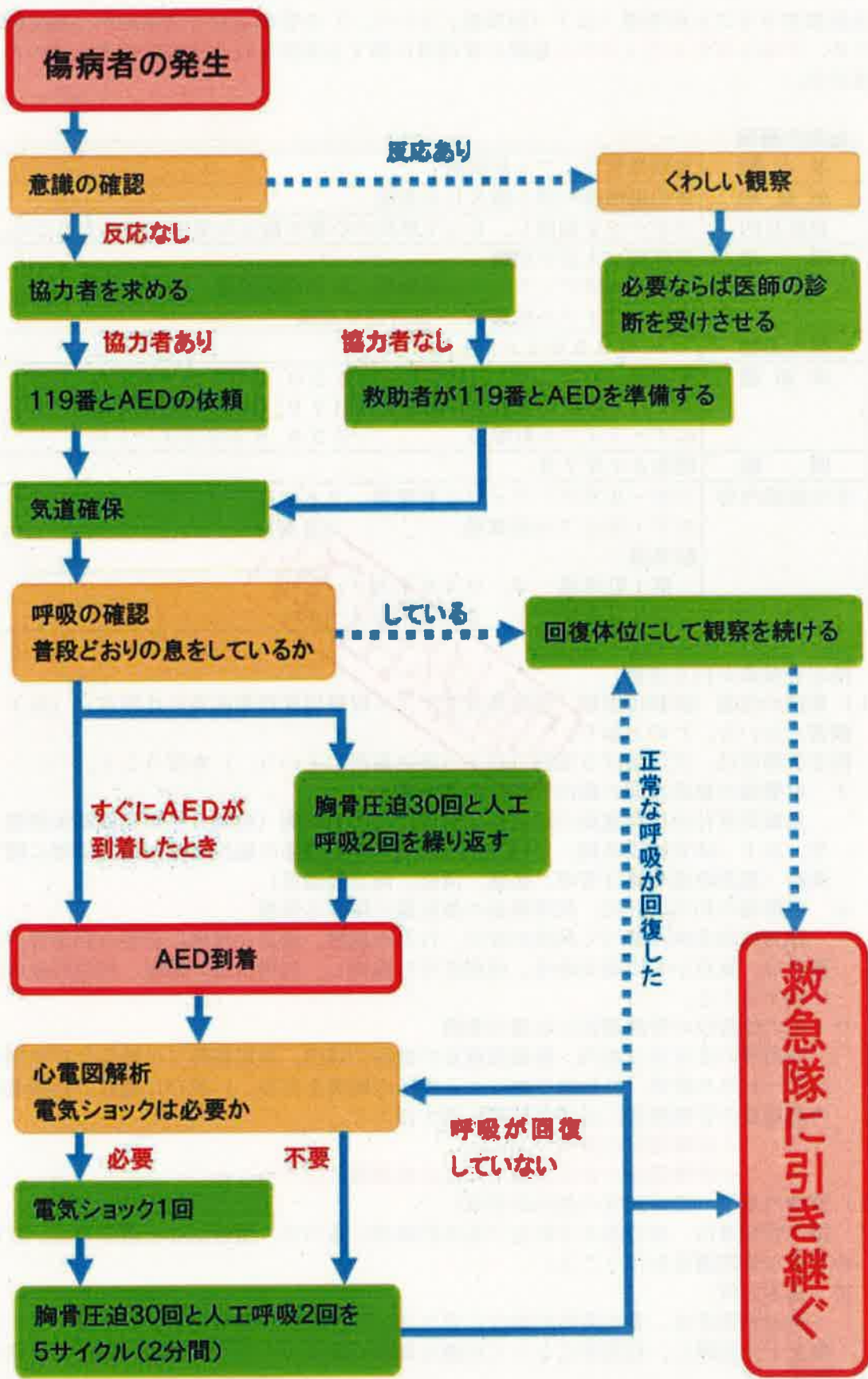
人工呼吸を実施するにあたり、感染症リスクを考え躊躇することがないように携帯用フェイスシールドを携行し、心肺蘇生に素早く対応できるようにします。



緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時



(2) 緊急時の体制・対応

事故や災害が発生した場合、“利用者の安全”を第一優先としつつ、図のような体制・行動に移行します。

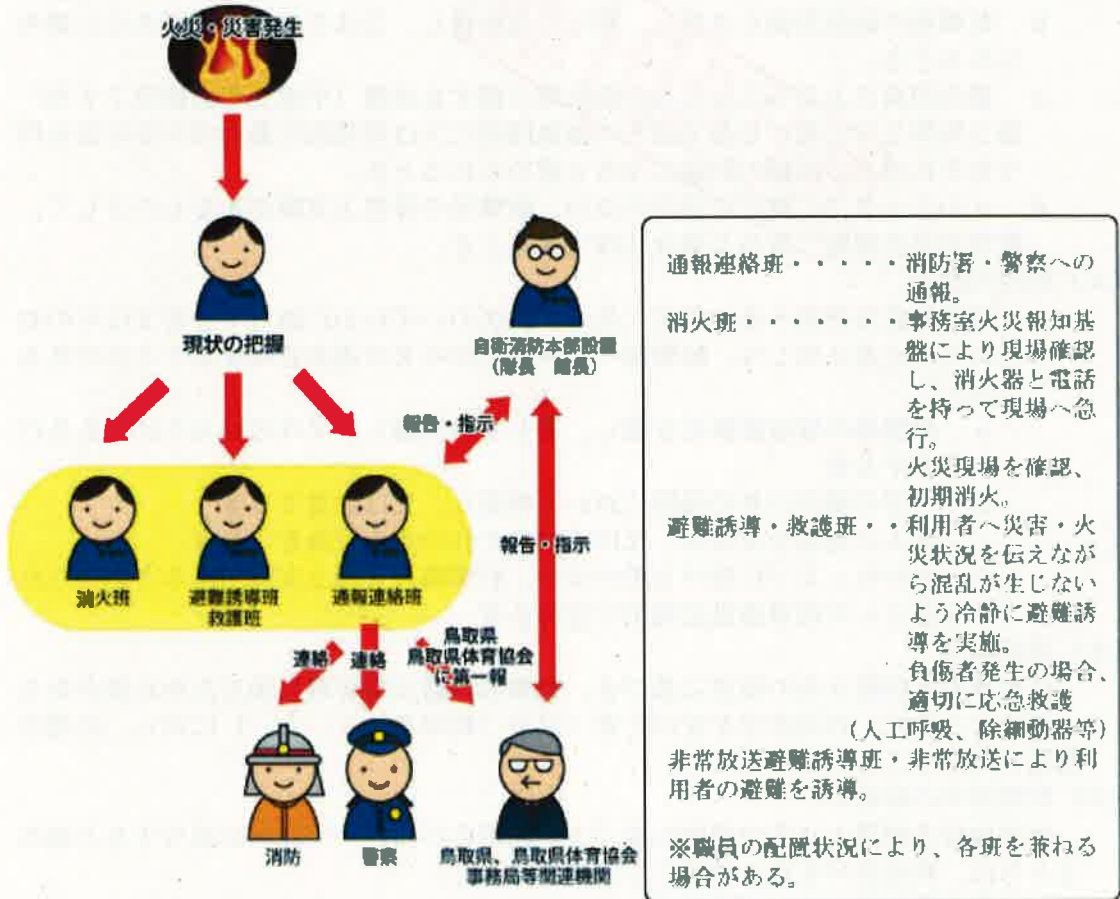
発生した事態が重篤で、利用者の生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最良な状態で救急隊員に引き渡すことに全力を尽くします。

大規模な災害が発生した場合には鳥取県や米子市と連携体制をとり適切に対応します。(別紙3)

①火災・災害対応

ア) 火災対応

火災が発生した場合は、利用者の安全対策を最優先としながら、下記のフローチャートに沿って迅速・適切な対応をします。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時

- 1
 - 2
 - 3
 - 4
 - 5
 - 6
 - 7
 - 8
 - 9
 - 10
 - 11
 - 12
- 緊急時

イ) 地震対応

一次対応

- ・ Jアラートによる「緊急地震速報」が出たことを迅速に伝える。
- ・ 利用者を落ち着かせ、揺れがおさまるまで待つ。動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中の火を止める。

二次対応

- ・ テレビなどのマスメディア、インターネットからの情報提供を的確に利用者へ伝達する。
- ・ 建物の外観点検をした後、細部の点検をする。
- ・ 建物、施設内に異常がなくても電気、水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。

ウ) 台風・豪雨

一次対応

- ・ 天気予報などにより情報を入手し、植栽や工作物の養生、補強を行うほか、倒れる、飛ばされる等の恐れのある物は撤去・移動する。
- ・ 利用者、来場者に情報提供するとともに、被害にあう恐れがあるようなら、事業開催または施設供用の中止を求め、周知をする。



二次対応

- ・ 適時施設内を見回り、被害の状態を十分に把握する。特にハザードマップに記載されたポイントは、重要点検箇所として注意を払う。
- ・ 故障、損傷、浸水、積雪等があれば直ちに復旧作業へと取りかかり、早期の供用開始を目指す。

エ) 施設設備の異常・故障

- ・ 設備の異常信号及び故障時には、巡回点検を行っている技術者が緊急対応に向かい、施設内の不具合箇所を早期に掌握して一次対応と併せ事務局に連絡する。

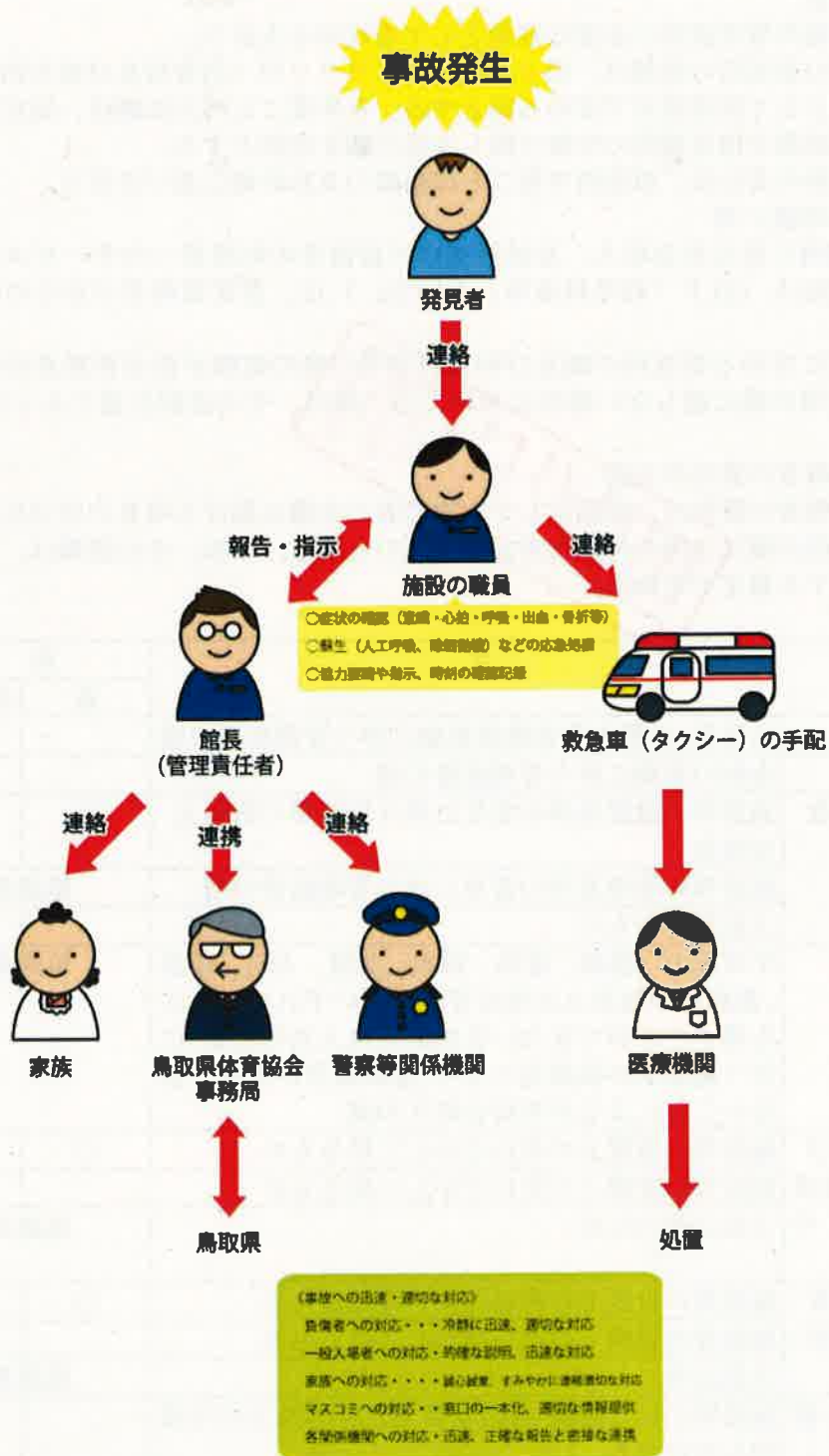
- ・ 火災・災害発生時は最寄りの施設が応援
施設独自では十分な応急措置ができない場合には、米子屋内プール、県立武道館に応援要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。
- ・ 閉館後、開館までの間は警備会社が消防、警察に通報し、館長へ連絡
- ・ 火災・災害発生時は県にすみやかに第1報報告、その後も必要に応じ

随時報告

- ・ 終息後、総点検を行い県に詳細報告
- ・ マスコミへの対応・・・窓口の一本化、適切な情報提供

②事故対応

事故が発生した場合は、その状態に応じて、迅速・適切な対応を行います。





- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

- ・館内での怪我の多くは、捻挫・打撲・肉離れ等が多く、救急隊員が到着するまで職員により（RICE処置）を施せるようにします。

Rest(安静)	－スポーツ活動の停止
Ice(アイシング)	－患部の冷却
Compression(圧迫)	－患部の圧迫
Elevation(挙上)	－患部の挙上

- ・事故発生現場においては、度重なる事故が発生しないように、施設の立ち入り禁止、入場制限などの対応を行い、再発防止措置を講じます。
- ・近隣の医療機関の診療時間、休診日等の情報を把握し、館内に掲示します。
- ・休日、夜間の指定救急医療機関を館内掲示します。



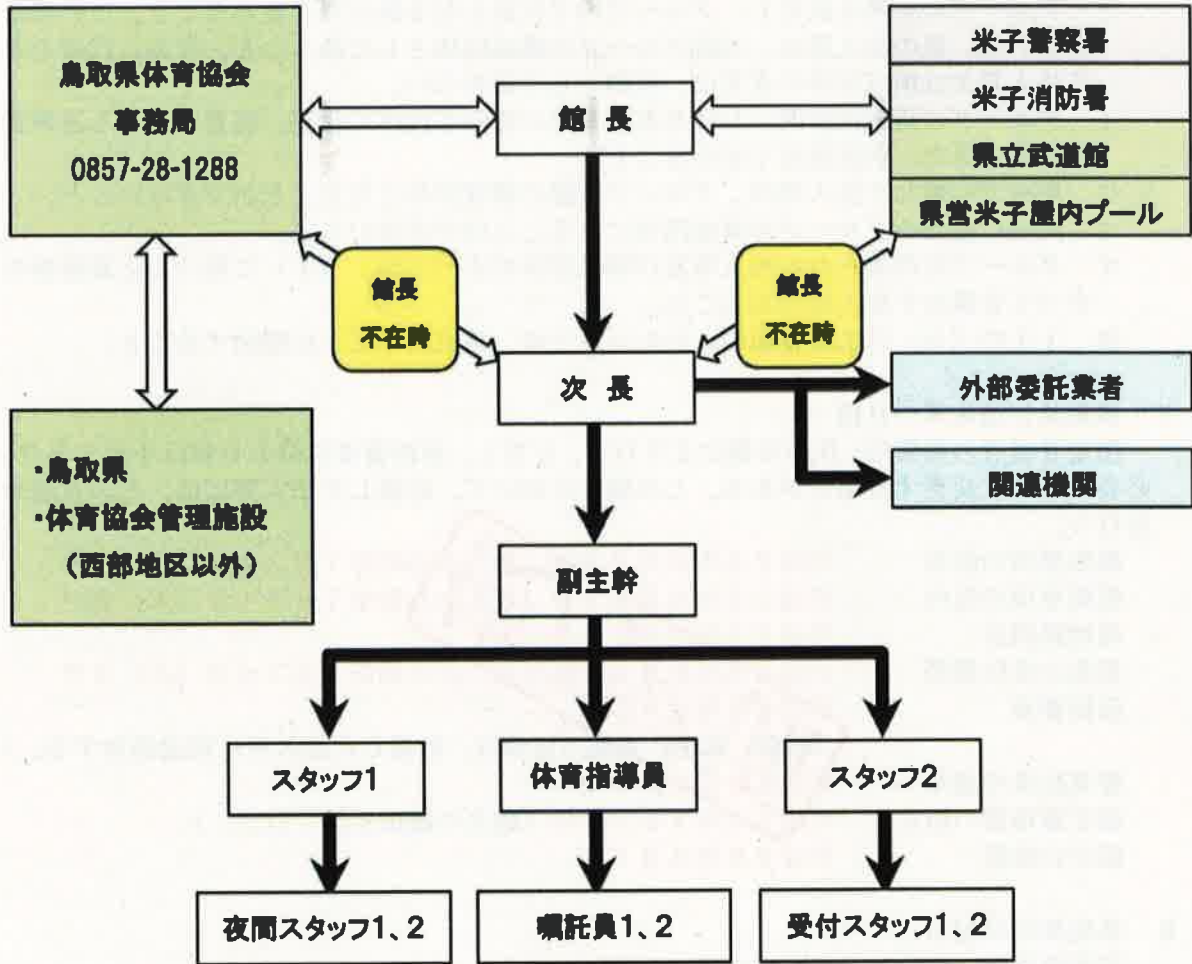
③不審者等対応

- ・利用者に知らせる、避難させる。
- ・不審者（または暴漢）を刺激しないよう、警察に連絡する。
- ・対応するときは、必ず2名以上のスタッフで行うことを徹底する。
(詳細 別紙9 不審者対応マニュアル)

④爆破物等脅迫事案

爆破物等脅迫事案対策が発生した際には、鳥取県・警察・消防署等と連携を取り、施設利用者の生命・身体・財産の安全を図ることを最優先とし、対応マニュアルに基づき対応します。(別紙10 爆破物等脅迫事案対策マニュアル)

鳥取県立米子産業体育館 緊急連絡網



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時

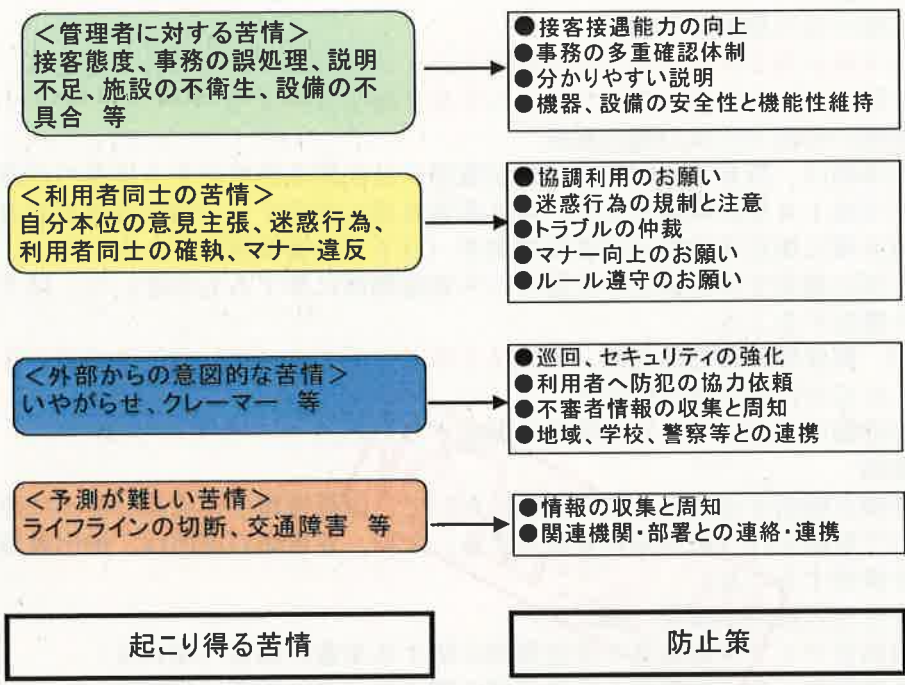
○緊急連絡先一覧

連絡先	電話番号
米子警察署	0859-33-0110
皆生交番	0859-22-4812
米子消防署	0859-39-0251
皆生出張所	0859-39-0253
県営米子屋内プール	0859-34-6750
県立武道館	0859-24-9300
鳥取県民体育館	0857-31-6911
県立倉吉体育文化会館	0858-26-4441
県立鳥取産業体育館	0857-24-2851

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情の多くは日ごろからの注意やお客様とのコミュニケーションによって防ぐことができますと考えられます。特に、私たち管理者の怠慢など不誠実と指摘される苦情は、起こしてはならないことで、マニュアルの作成や研修の強化で、防止します。



① 苦情、トラブルの未然防止策

ア) 職員の教育の徹底

- 利用者に気持ちよく利用していただくよう、職員に次のことを徹底します。
- ・いつも笑顔でさわやかな対応と清潔な身だしなみ。
 - ・明朗、活発な挨拶と丁寧な言葉遣い。
 - ・心配りのある利用者の立場に立った対応(電話、窓口業務等)。
 - ・人権に配慮した施設管理。
 - ・専門的な知識、技術の研鑽。

イ) 定期的な施設、設備・備品の点検と巡回の実施

- ・日頃から設備、備品の点検を行い、必要な時にいつでも安全な器具を提供します。
- ・定時巡回を充実し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の措置をします。

ウ) 利用者の声等への適切な対応

- ・利用者からの意見が苦情やトラブルに変わらないように常に利用者の意に

緊急時

- ・ 耳を傾け、可能なものは直ちに改善するとともに、困難なものはその旨と説明し、理解を得る等、速やかな対応を図ります。
- ・ 職員で苦情を共有し、統一した対応によりトラブルの拡大を防止するとともに、他の施設へも情報を提供し、同種苦情の未然防止に努めます。
- ・ 利用者からの意見は、必要に応じ体育協会事務局に報告し対応します。

② 苦情、トラブルに対する対処方法

ア) 苦情の受付

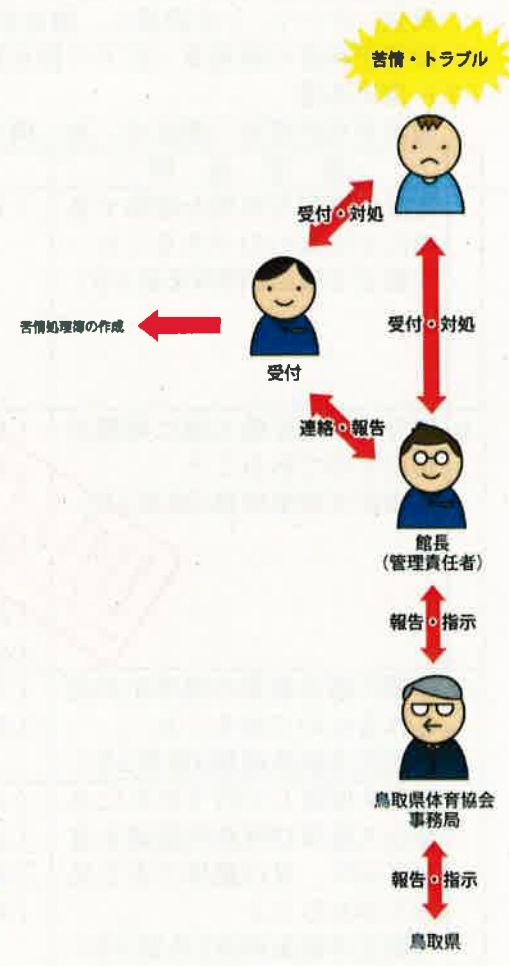
- ・ 苦情内容は最後までよく聞き、「いつ、どこで誰が、何を、なぜ、どうした」等具体的に状況を確認します。
- ・ 利用者に迷惑をかけた場合はまずお詫び（言い訳はしない）し、その上で説明します。
- ・ 利用者との論議をするのではなく、冷静に理解を得るように努めます。

イ) 処理

- ・ 処理は迅速に行い、時間を要すると判断した場合、処理見通しを説明し了解を得ます。
- ・ 処理が済み次第必ず苦情をいただいた方に結果を伝えます。
- ・ 寄せられた苦情については、内容、処理結果を館内に掲示します。また、主なものについては、体育協会ホームページでも掲示します。
- ・ 寄せられた苦情は精査し、内容によっては県に報告し、必要に応じ県の指示を受けて対応します。

ウ) 原因の究明及び苦情処理報告書の作成

- ・ 必ず原因究明を行い、再発防止に努めます。
 - ・ 他施設の苦情、トラブルも参考にします。
 - ・ 苦情処理簿を作成し、管理運営に生かします。
- (職員全員に処理内容の意思統一を徹底)



緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

6 個人情報保護等への対応

公共サービス事業者として、全職員においてコンプライアンスを徹底するとともに、厳重な情報管理体制を整備、恒常的な業務改善を図ります。

- ・ **コンプライアンス体制の整備**
コンプライアンス組織を中心としたコンプライアンス違反の予防活動・各種法令に準拠した規則の整備と日常の業務における行動基準の制定。
- ・ **各種法令の遵守及び施策等への対応**
コンプライアンスに関する研修・案内による公共施設管理の自覚と責任の徹底。
各種法令への対応策の整備とその趣旨を尊重した業務履行。
- ・ **厳格な情報管理体制の構築**
法令遵守をはじめ、マニュアル策定や個人情報保護責任者の選任等による個人情報の適正管理。
日常的な情報管理の徹底と定期監査等による継続的な業務改善。

(1) 個人情報の保護への対応

鳥取県体育協会は、鳥取県に準じた個人情報保護規程（別紙6）を制定し、個人情報の取得、管理について具体的に定めるとともに、定期的なチェック体制を整えています。

- ・ 職員一人一人が規程の内容について十分認識するよう研修を行います。
- ・ 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を館内に掲示し、利用者等に周知するとともに、ホームページでも公表します。
- ・ 個人情報の取り扱いについては館長を責任者とし、情報の漏えい、滅失、破損、改ざん等の防止に関する事務を統括します。
- ・ 個人情報保護の研修を実施し、職員に対して守秘義務を徹底させます。
- ・ 職員名簿・拾得物記録・参加者名簿・事故記録簿等、個人の情報が記載されている書類は、施錠のできる書庫等に保管し、使用する際には館長の許可を得ることを義務付けます。
- ・ 個人名の入った利用申込書等は施錠し保管して、持ち出し禁止とします。
- ・ 申込書等で個人情報を取得する際には、使用目的を明示し、目的の範囲内でのみ取り扱います。
- ・ 正当な理由のある場合を除き、第三者への情報提供をしません。
- ・ 保有する個人情報は、本人の求めに応じ、開示・訂正等を行います。
- ・ 個人情報は保管期限を定め、期限を経過したものは速やかにシュレッダー等で粉砕した後廃棄します。
- ・ 定期的に監査を行い、個人情報の保護が適正に行われるかチェックします。

(2) 情報の公開への対応

鳥取県体育協会は、鳥取県情報公開条例に準じた情報公開規程（別紙7）を制定し（平成12年10月）、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

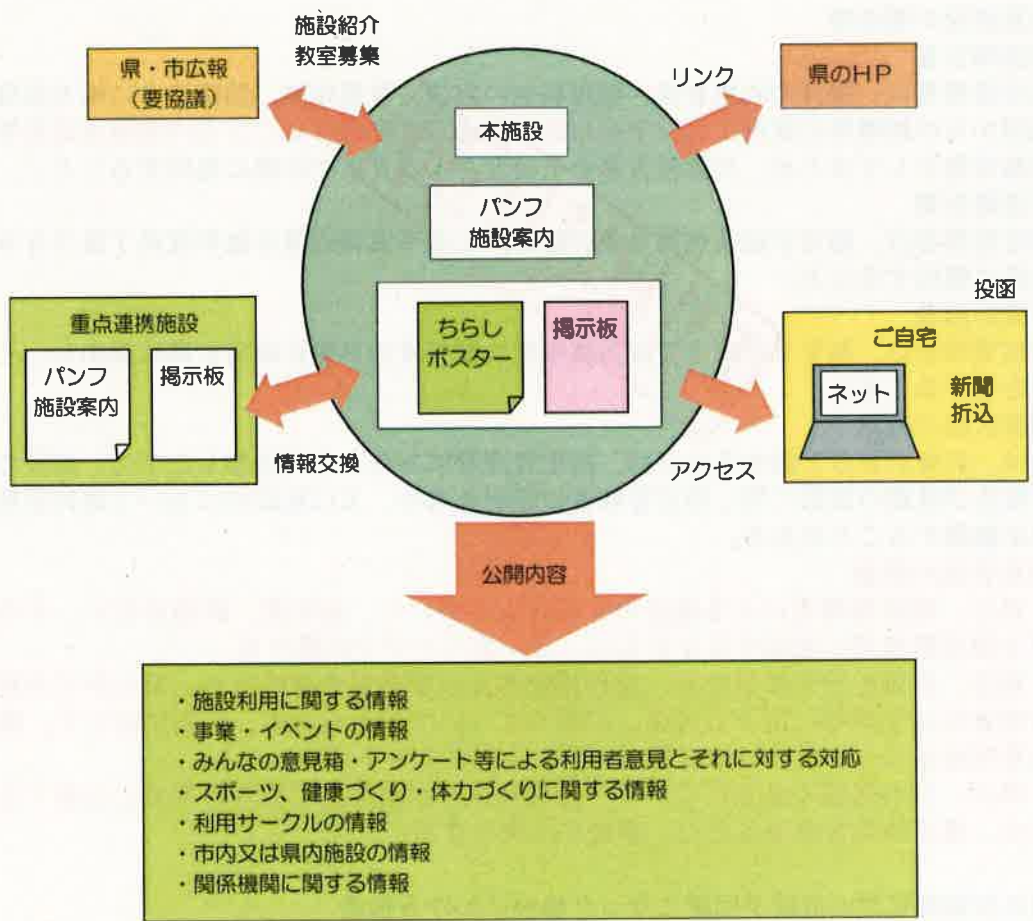
＜情報公開を行うための措置＞

・ 条例、要領に準拠した対応

情報の開示請求については、「(公財)鳥取県体育協会情報公開規程」に準拠し、条例・要領の趣旨に沿った対応を講じます。また、同条例に記載されているとおり、県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をし、手続を進めます。

・ 利用サービスの向上と安心のために、積極的に情報発信

情報の公開は、問い合わせに応じて行うばかりでなく、県民の皆様の「利用サービスの向上」「安心」を考慮し、指定管理者の裁量で公開しても支障のない内容は、日ごろから積極的にホームページなどにより情報提供を実施していきます。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

個人情報

より効果的な広報を行っていくために、県内全域に発信するもの、地域に対して発信するもの、利用客に発信するものに位置づけて実施します。

県内全域に発信	
オリジナルHP	→ 県体協のHPや他関連施設のHP等とリンク
マスメディア	→ 新聞、テレビ、雑誌等へ投げかけ

地域に対して発信	
チラシ配布	→ スポーツ教室、イベントなどの情報を保育園や学校、地域公民館などに配布

利用者に発信	
ポスター・チラシ	→ 子どもからお年寄りまでが見て解る情報



7 スポーツの普及振興

(1) スポーツの普及振興の考え方

全国的に見れば健康志向の向上によりスポーツ人口は緩やかな増加傾向にありますが、鳥取県においても健康意識、健康志向の高まりによりスポーツ人口は増加傾向にあります。私たちは、県民一人ひとりにさらなるスポーツの楽しさを知っていただくために、スポーツ教室を通じて心と体の健康づくりを実施するほか、以下の項目について、各競技団体や関係団体と連携・協力・支援を行い、実施します。

また、県立米子産業体育館は設置当初から県内の体操競技のメッカとして利用されてきた経緯がありますので、私たち鳥取県体育協会の強みである競技団体との連携により、鳥取県体操協会と連携協力した大会運営を始めとした教室の開催などさまざまな普及振興を行います。

「一年間に運動やスポーツを行った割合」(運動・スポーツ実施率)

鳥取県スポーツ健康教育課調べ

	鳥取県(%)	全国(%)
H12	34.8	37.2
H16	44.3	38.5
H21	51.7	45.3

※ 国が定める「スポーツ振興基本計画」では、運動・スポーツ実施率 50% を目標としている。

① スポーツ教室の実施

子どもから高齢者、障がい者対象のさまざまな教室を職員の専門性を生かして実施します。



② 全国大会等の誘致

関係団体と連携し、実業団、大学などの試合を誘致し、トップレベルのゲームを観戦する機会を設けます。

③ 障がい者・高齢者スポーツ教室活動及び支援

障がい者や高齢者が気軽に楽しめるようスポーツの機会を提供することと併せ、障がい者が参加するスポーツ大会や講習会等へ職員を派遣するなど支援を行います。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

普及振興

④ トップアスリートの招へい

全国大会等の誘致と同様に、関係団体と連携し全国的に著名な選手等を招へいし、直接指導を受け、これが刺激となり自らもトップアスリートになる目標を持つきっかけづくりの機会を提供します。

(本年度器械体操女子選手の田中理恵さんを予定)

⑤ 競技団体が行う強化合宿等支援

競技団体や県内外から合宿に来る学生等の活動を支援します。

⑥ 出張指導

地域のスポーツの普及・振興のため、要請等により指導員を学校や公民館などに派遣し、出張指導します。



⑦ 鳥取県や関係団体との連携

鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力します。

⑧ 地域や親子の交流促進

館長杯バドミントン大会、バウンドテニス大会や親子ふれあいレクリエーション大会など、気軽に参加し交流できる事業を実施します。

また親子ふれあいレクリエーション大会の内容については、スポーツ健康教育課の勧める「遊びの王様ランキング」のなかの遊びの種類から選択し、記録賞についても申請していきます。



体操・体育教室 (1回60分 参加料月額3,500円)

コース名	対象	定員
児童(低学年・高学年)	小学生	各10名
実施日	指導者	指導者の資格等
週1回月3~4回	体育指導員	日体協公認指導者

(内容) 現在の子供達は、体力、筋力が低下してきたといわれています。基本的運動能力をスキルアップさせることが目的で、学校体育では指導できない運動をトレーニングによって身につけていくことを目的とします。



器械体操教室 (1回120分 参加料月額5,000円)

コース名	対象	定員
選手育成コース	小学生指導者選抜	7名
実施日	指導者	指導者の資格等
週2回月6~7回	体育指導員	日体協公認指導者

(内容) 器械体操競技の基礎を習得し、能力の向上、各大会の入賞を目指します。



新体操教室 (1回60分 参加料月額3,500円)

コース名	対象	定員
年長・低学年コース	年長・1~3年生女子	10名
実施日	指導者	指導者の資格等
週1回月3~4回	外部指導者	インストラクター

(内容) 運動を楽しみながら曲に合わせて踊れるようになりリズム感を養うことを目的とします。



新体操教室 (1回60分 参加料月額3,500円)

コース名	対象	定員
児童(3年生以上)	小学生女子	10名
実施日	指導者	指導者の資格等
週1回月3~4回	外部指導者	インストラクター

(内容) 新体操についての基本技術、柔軟性の習得とジュニア選手の育成コース。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

(2) スポーツの普及振興に係る事業

① 職員の専門性を生かしたスポーツ教室や交流イベント、スポーツに関わる団体への支援を実施します。

鳥取県教育委員会は小中高生を対象にした2012年度新体力テストの県内分の結果を発表しました。総合得点は12学年中、男子は7学年、女子は8学年で前年度を下回り、中学生では3学年の男女ともに前年度の全国平均を下回っています。

1980年代から体力は低下傾向にあり、総合得点で全国平均を下回ったのは、男子は中学全学年と小学1、4、5年、女子は中学全学年と小学5年でした。

運動習慣との関係では、運動実施時間が多いほど合計点が高い傾向にあることも分かっています。

このことを踏まえて、職員の専門性を生かして初心者から上級者まで、また、子供だけでなく大人も対象とした、能力に応じたメニューを立案し教室を実施します。

本協会の職員は(公財)日本体育協会公認コーチ(体操競技)を取得しており、専門性を生かした指導を行います。教室に関わる専門的な研修も行い、この指導能力・技術を最大限発揮し、多様なニーズにお答えし、満足の頂ける教室を開催します。

スポーツ教室

年間教室(1年間40回実施)

体操・体育教室 (1回60分 参加料月額3,500円)

コース名	対象	定員
幼児	年長園児	8名
実施日	指導者	指導者の資格等
週1回月3~4回	体育指導員	日体協公認指導者

(内容) 5歳から6歳までは、基本的な移動運動、操作運動、平衡技能を習得する時期であるので、運動を楽しむことから始まり、自然に能力を身につけていくことを目的とします。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

サッカー教室 (1回60分 参加料月額3,500円)

コース名	対象	定員
児童(低学年・高学年)	小学生	各12名
実施日	指導者	指導者の資格等
週1回月3~4回	体育指導員	サッカー協会公認D級コーチ

(内容) ボールに慣れることから始まり、サッカーの基本ルール、基礎技術を習得し、ゲームを交えながら楽しく上達していくことを目的とします。



サッカー教室 (1回60分 参加料月額3,500円)

コース名	対象	定員
スポ少	小学生	12名
実施日	指導者	指導者の資格等
週1回月3~4回	体育指導員	サッカー協会公認D級コーチ

(内容) スポーツ少年団等に所属している生徒を対象に実践的な練習を行い、楽しみながら個々のさらなるレベルアップを目指します。

女子サッカー教室 (1回60分 参加料月額3,500円)

コース名	対象	定員
児童(低学年・高学年)	小学生女子	各12名
実施日	指導者	指導者の資格等
週1回月3~4回	体育指導員	サッカー協会公認D級コーチ

(内容) ボールに慣れることから始まり、サッカーの基本ルール、基礎技術を習得し、ゲームを交えながら楽しく上達していくことを目的とします。

エンジョイフットサル教室 (1回90分 参加料月額2,000円)

コース名	対象	定員
一般	高校生以上	12名
実施日	指導者	指導者の資格等
週1回月3~4回	体育指導員	サッカー協会公認D級コーチ

(内容) 男女、初心者、経験者を問わず楽しくフットサルをして、上達を目指しながら交流することを目的とします。

普及振興

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

普及振興

ジュニアバドミントン教室 (1回60分 参加料月額3,500円)

教室名	対象	定員
児童(低学年・高学年)	小学生	各10名
実施日	指導者	指導者の資格等
週1回月3~4回	外部指導者	インストラクター

(内容)バドミントンを楽しむことから始まり、基本ショットの習得、技術の向上を目指します。また礼儀、マナーも指導していきます。

わんぱくレスリング教室 (1回60分 参加料月額3,500円)

コース名	対象	定員
幼児、児童	年長園児、小学生	各8名
実施日	指導者	指導者の資格等
週1回月3~4回	体育指導員	レスリング3段

(内容)レスリングの動きやマット運動で楽しく体を動かします。柔軟性、バランス感覚、体の上手な使い方が自然と身につくことを目的とします。



メタボ撲滅教室 (1回60分 参加料月額3,500円)

コース名	対象	定員
一般	一般	10名
実施日	指導者	指導者の資格等
週1回月3~4回	体育指導員	日体協公認指導者

(内容)フィットネス器械等を利用し、有酸素運動により脂肪の燃焼と、循環器系の強化を図ることを目的とします。



リフレッシュヨガ教室 (1回60分 参加料月額3,500円)

教室名	対象	定員
一般	一般	10名
実施日	指導者	指導者の資格等
週1回月3~4回	外部指導者	インストラクター

(内容)リラクゼーショントレーニング(呼吸法)により、心と体の一体感のある動作を繰り返すことにより、肩こり防止、疲労回復、ダイエット効果を生み出します。

短期教室(1期10回実施・年間4期実施)

バドミントン教室 (120分間) 1期(10回) 2,000円

教室名	対象	定員
バドミントン初級コース	一般	16名
実施日	指導者	指導者の資格等
週2回10回	体育指導員	日体協公認指導者

(内容) ラケット、シャトルコックになれることから始まり、バドミントンの基本ショットの習得、楽しくゲームができることを目的とします。



バウンドテニス教室 (120分間) 1期(10回) 2,000円

教室名	対象	定員
バウンドテニス初級コース	一般	12名
実施日	指導者	指導者の資格等
週2回10回	体育指導員	日体協公認指導者

(内容) ラケットやボール、コートになれることから始まり、バウンドテニスの基本プレーの習得、楽しくゲームができることを目的とします。



健康体操教室 (60分間) 1期(10回) 2,000円

教室名	対象	定員
一般コース	50歳以上	10名
実施日	指導者	指導者の資格等
週2回10回	体育指導員	日体協公認指導者

(内容) いろいろなスポーツを体験し、生涯スポーツとしての楽しみや仲間とのコミュニケーション作りを重視することを目的とします。



スポーツ教室・関連事業一覧

事業分類 事業名称	定員	回数	期数	教室	大会	主な対象年齢				
						幼児	小学生	一般	高齢者	障がい者
体操・体育（月）低学年	10	40		○			◎			
体操・体育（月）高学年	10	40		○			◎			
体操・体育（木）年長	8	40		○		◎				
体操・体育（木）低学年	10	40		○			◎			
体操・体育（木）高学年	10	40		○			◎			
器械体操（火・金）小学生	7	80		○			◎			
新体操（水）年長、低学年	10	40		○		◎	◎			
新体操（水）高学年	10	40		○			◎			
サッカー（月）低学年	12	40		○			◎			
サッカー（月）スポ少対象	12	40		○			◎			
サッカー（水）低学年	12	40		○			◎			
サッカー（水）高学年	12	40		○			◎			
女子サッカー（木）低学年	12	40		○			◎			
女子サッカー（木）高学年	12	40		○			◎			
フットサル（月）一般	12	40		○				◎		
ジュニアバドミントン（火）低学年	10	40		○						
ジュニアバドミントン（火）高学年	10	40		○						
レスリング（金）年長、低学年	8	40		○		◎	◎			
レスリング（金）高学年	8	40		○			◎			
メタボ撲滅（火）一般	10	40		○				◎		
ヨガ（土）一般	10	40		○				◎		
バドミントン（月・木）	16	10	4	○				◎		
バウンドテニス（火・金）	12	10	4	○				◎	◎	
健康体操（月・木）	10	10	4	○				◎	◎	
障がい者スポーツ	10	10	1	○						◎
教室合計	263	教室延べ回数 920 回								
館長杯バドミントン大会					○			◎		
館長杯バウンドテニス大会					○			◎	◎	
ふれあいレクリエーション					○	◎	◎	◎		
鳥取県体操祭					○	◎	◎	◎	◎	

②全国大会等の誘致

スポーツへの関心は新たなスポーツ人口の拡大につながります。私たちは競技団体と連携しプロバスケットボールbjリーグ、バレーボールVプレミアリーグ等トップレベルの試合を誘致することにより、子どもに夢や感動を与えることと併せて、本県の競技力向上と競技への関心を高め、スポーツ人口を拡大します。



③障がい者・高齢者スポーツ教室活動及び支援

・障がい者・高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室の実施

高齢者・障がい者の方が健康づくりの大切さを認識し、日常的によい生活習慣を実践する機運を盛り上げていただくよう、スポーツやレクリエーションで積極的な普及啓発を行います。



障がい者教室 (60分間) 1期(8回) 無料

教室名	対象	定員
ひまわり	不問	10名
実施日	指導者	指導者の資格等
2か月間8回	体育指導員	障がい者スポーツ指導員

(内容) 数多くのニュースポーツを体験し得意な種目を見つけゲーム性を楽しみます。

・鳥取県障がい者スポーツ協会との連携

鳥取県体育協会には、障がい者スポーツ指導員資格を有する職員が多数在職しています。鳥取県障がい者スポーツ協会・スペシャルオリンピックス日本鳥取設立準備委員会が主催する大会、講習会等に指導者を派遣することにより、障がい者の生きがい作りと社会参加のアシストを行います。

・障がい者の就労を支援

鳥取県障がい者就労事業振興センターは、県内の障害者支援事業所や小規模作業所等の福祉的就業の場における障害者の仕事の活性化や、地域における障がい者の活動の場に確保及び就労活動を通じた自立の促進を目的とし、共同バザール(ナイスハート

鳥取県障害者就労事業振興センターは、……

小規模作業所・小規模にできる事業を創出し、そこで働く障害者の自立を支援します。

鳥取県センター会員状況(2004年9月現在)

- 小規模作業所: 32 - 総員数: 20
- そこで働いている人の数: 約1,000名
- 事業の種類・種類数: 30種類(千種程度)
- 一人あたり1ヶ月の収入と……
- 60%の人5万、10,000円以下
- 20%の人5万、5,000円以下
- ……

そこで、鳥取県内の各障害者施設が集まり、2004年6月27日に設立委員会を立ち上げ、事業のネットワーク化を図ることになりました。

目 的 !

- 障害者の自立支援
- 作業所の事業促進
- 作業所の機能強化
- 障害者の就労・社会参加の促進

振興センターの役割

- 障害者の社会参加の場づくり(就労支援、作業所等への情報提供)
- 事業拡大・機能強化に関する調査・企画と作業所等への情報提供
- 仕事の種類(一宮地区、鳥取県社会福祉協議会)の調査
- 共同バザール(ナイスハート)の開催などの作業所等への情報提供
- 広域連携の支援(行政機関等との連携)

振興センターの概要

- 振興センター-事務局(鳥取県)に協力をお願いします!
- 名称: 鳥取県障がい者就労事業振興センター
- 〒685-0802
- 鳥取市西原1-1-45
- 電話: ファックス
- 0939-31-1018

バザール)の開催、販売促進活動等を展開しています。私たちは、バザールの開催はもとより、当館で開催されるスポーツ大会、催し物等の主催者にこの活動の協力を促し幅広く支援します。また各事業所が行っている出張販売(手作りパン、手作り製品等)を受け入れ利用者にも協力をお願いし、施設の収入の増加を支援します。

④ トップアスリートの招へい

本県にトップアスリートを招へいすることによりスポーツへのきっかけ作りや競技人口の拡大に繋がります。トップアスリートによる演技会や指導等により子供たちに夢や感動を与え、本県のジュニア育成を図ります。

⑤ 競技団体が行う強化合宿等支援

競技体と連携を図り、全国や世界の舞台で活躍する優秀な競技者を輩出するために実施する合宿、強化練習会に支援・協力します。

⑥ 出張指導

地域のスポーツの普及・振興のため、要請等により指導員を学校や公民館などに派遣し、出張指導します。



⑦ 鳥取県や関係団体との連携

ア) 鳥取県スポーツ振興計画

鳥取県教育委員会の策定する「鳥取県スポーツ振興計画」のうち、学校体育・スポーツ活動の充実について、体育館の予約状況に応じ、クラブ活動での減免適用を行います。また、生涯スポーツの充実については様々なスポーツ教室の実施、競技スポーツの総合的な向上については関係団体と連携し、スポーツ活動意欲を喚起させたり、全国や世界で活躍できる競技者を輩出できるよう育成を図ります。

イ) 健康づくり文化創造プラン

鳥取県健康政策課が進める「健康づくり文化創造プラン」に賛同し、生活習慣病対策分野における健康づくりの目標となる資料等の広報活動や、メタボリックシンドローム対策の教室の開催を行います。

ウ) 鳥取県栄養士会との連携

スポーツを実践する上で栄養の摂取は不可欠なものです、しかし、栄養について関心はあるものの、栄養指導、栄養についての正しい情報は、普及されていないのが実状です。私たちは、鳥取県栄養士会(スポーツ栄養)と連携し、

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

相談窓口で受けた栄養に関する質問への回答はもとより、スポーツ栄養の情報を提供するとともに、スポーツ教室に取り入れ、利用者の健康増進を行います。

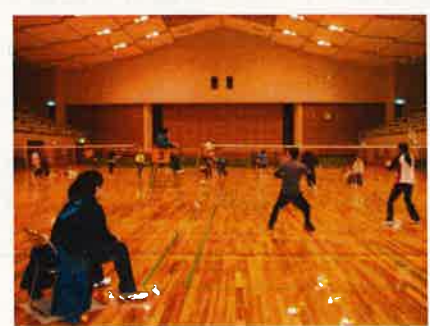
⑧地域や親子の交流促進

スポーツの普及に関する大会・イベントを実施し親子や地域の交流を促進します。

- ・館長杯スポーツ大会（バドミントン・バウンドテニス）

スポーツを始めたばかりの方から親子まで気軽に参加できる大会として、館長杯スポーツ大会を開催し、親子や地域の交流を図ります。

また、この大会を経験しレベルアップを図りたい方は協会・連盟主催の大会への参加促進を行います。



- ・親子ふれあいレクリエーション大会

親子の絆を深めるため、一緒になって協力しながら楽しめるレクリエーション大会を実施します。

内容については、スポーツ健康教育課の勤める遊びの王様ランキングのなかの遊びの種類から選択し、記録賞についても申請していきます。



普及振興

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

普及振興

(3) 産業の振興及び事業

①商工・関係団体との連携による産業振興の推進

鳥取県将来ビジョンにある県内の産業の活性化に向けての取り組みに対して協力いたします。体育館での展示会を開催することにより、県内産業の活性化につながると考えます。施設の設置目的を認識し、商工会議所・展示会団体等連携を取り、施設の空き状況など展示会ができるよう積極的な営業活動を展開します。



②米子ケヤキ通り振興会に参加

鳥取県米子市が、景観形成の指針となる景観計画づくりの参考にするため市民を対象に景観アンケートを実施したところ、市内で「好きな景観」「大切にしたい景観」として、ケヤキ並木のある「国道431号」が「大山」に次いで二番目に多い支持を集めた。

このケヤキ通りを守るために、米子ケヤキ通り振興会と連携し、清掃活動を実施するなどして、会員相互の親睦を図り、ひいては米子市の産業経済の発展につながっていくと思われま

す。また米子産業体育館は、ケヤキ通りの中心部に位置しており、毎年ケヤキ通り祭のメイン会場として定着、地域の活性化につながるなど、活動の拠点となっており、この会の活動を応援していきます。



③環境に配慮したECO商品展示会の誘致

現在わが国の主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石燃料は限りがあるエネルギー資源です。これに対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーです。

これらは、「再生可能エネルギー」ともいわれます。石油等に代わるクリーンなエネルギーとして期待されています。

なかでも環境破壊も起こさず、しかも安全な太陽光発電は、今まさに最も注目をされている自家発電です。



この発電装置のさらなる普及を推進するために、住宅関連業者に働きかけ、展示会誘致の活動をしていきます。

また、LED照明、ヒートポンプ給湯機エコキュートなど省エネ性能を備えた商品の展示もあわせて開催していただくよう働きかけます。

④駐車場の有効活用

米子産業体育館にはスポーツ大会やイベント等の利用者のために広い駐車場を用意しております。

平日などイベントがないときは比較的空きがありますが、この場所を利用し、中古車のオークション等、ある程度のスペースを必要とする催物に利用していただきます。

その際、事前に鳥取県の行政財産使用許可申請手続きを済ませ、許可を受けたうえで利用していただきます。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

普及振興

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

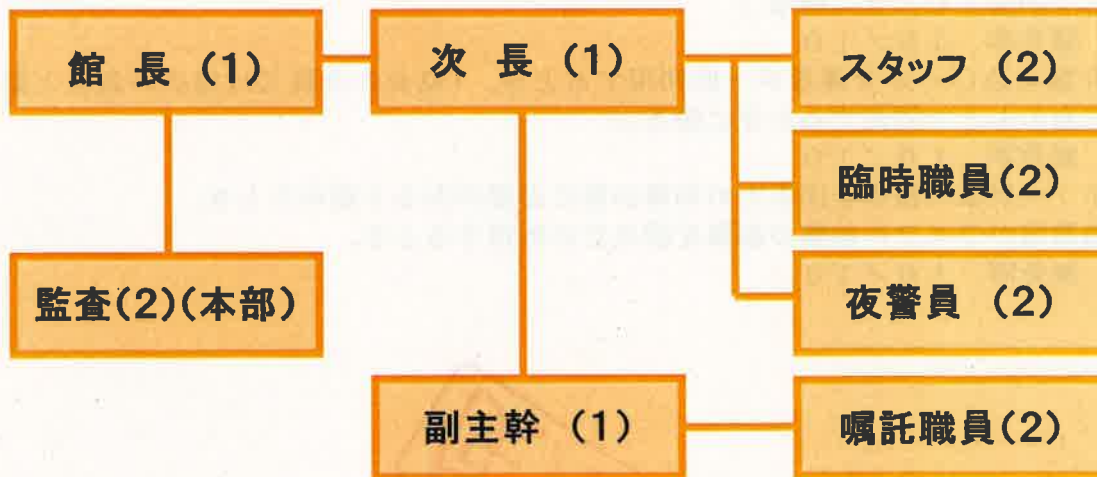
組織

8 組織及び職員の配置等

平成17年度まで、また平成21年度から現在に至るまで管理運営した職員をはじめ、業務を熟知したスタッフを配置し、利用者が気持ちよく利用しやすいように対応します。

また、下記に記載した人材以外にも鳥取県体育協会スタッフの連携のもと、万全な体制を確立します。

(1) 管理運営の組織



・実施体制

施設の管理責任者として館長を配置するほか、次長(館長を補佐、設備管理・事務を担当)、副主幹1名(体育指導総括、事務を担当)、スタッフ2名(事務を担当、内1名は、体育指導を兼務)、嘱託職員2名(体育指導を担当)、受付業務等日常業務は全職員で対応する。その他、午前中に適宜パートタイム1名(2名確保)、夜間スタッフを毎日1名(二名確保、1日交代)配置し、11名で管理運営を行います。

・館長の人選

スポーツに造詣が深く、経験豊富で民間感覚を有し、さまざまな事態に適切に対応できる柔軟さや、折衝能力を持ち積極的で誠実な人材とします。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

保有する資格

職名	資格
館長	甲種防火管理者、日体協公認スポーツ指導員（空手道）、空手道5段、AED救急法講習修了、上級体育施設管理士、体育施設運営士
次長	1級ボイラー技士、ボイラー取扱作業主任者能力向上教育修了証、乙種第4類危険物取扱者、甲種防火管理者、障害者スポーツ指導員（初級）、AED救急法講習修了、低圧電気取扱者特別教育修了証、上級体育施設管理士、体育施設運営士、安全衛生推進者、暴力団不当行為防止講習修了、舞台技術講座・STAFF 21修了、きたろう体操普及員、キネシオテーピング基礎講座修了
副主幹	体育施設管理士、体育施設運営士、ボイラー取扱技能終了、教員免許（保健体育）、AED救急法講習終了、障害者スポーツ指導員（初級）、日本体育協会公認コーチ（体操競技）
スタッフ	教員免許第一種高等学校公民科、教員免許第一種中学校社会科、日商簿記3級、乙種第4類危険物取扱者、AED救急法講習修了、ホームヘルパー2級、3級ワープロ、3級表計算、職訓（事務、介護、リテラシー）
スタッフ	中・高教員免許（保健体育）、健康運動指導士、障害者スポーツ指導員（初級）、スポーツリーダー、IYCキレイになるヨガインストラクター免許、AED救急法講習修了、キネシオテーピング基礎講座修了、コアコンティショニング JCCA Basic インストラクター
囑託職員	丙種危険物取扱者、障がい者スポーツ指導員（初級）、ボイラー技能講習修了証、レスリング3段、日本レスリング協会公認B級審判員、AED救急法講習修了、
囑託職員	日本体育協会公認資格取得 AED救急法講習修了
事務補助スタッフ	AED救急法講習修了
事務補助スタッフ	AED救急法講習修了
夜間スタッフ	AED救急法講習修了
夜間スタッフ	AED救急法講習修了

組織



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

組織

(2) 職員の職種等

職種(職名)	雇用関係	1日の勤務時間	月勤務日数	担当する業務内容	現在の施設職員の継続雇用の可否	人件費(千円)
館長	常勤	8時間	21日	管理責任者	可	8,654
次長	常勤	8時間	21日	設備管理・危険物取扱・事務	可	3,518
副主幹	常勤	8時間	21日	体育指導・事務	可	4,375
スタッフ	常勤	8時間	21日	経理・受付	可	4,519
スタッフ	常勤	8時間	21日	事務・体育指導	可	3,583
嘱託職員	常勤	8時間	21日	体育指導・受付	可	2,027
嘱託職員	常勤	8時間	21日	体育指導・受付	可	2,412
事務補助スタッフ	臨時	4時間	6日	事務補助・受付	可	101
事務補助スタッフ	臨時	4時間	6日	事務補助・受付	可	101
夜間スタッフ	臨時	5時間	15日	夜間管理・受付	可	742
夜間スタッフ	臨時	5時間	15日	夜間管理・受付	可	738
計	11名					30,770

(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

現在、管理運営に従事している職員を引き続き雇用することを基本としますが、鳥取県体育協会として平成21年度からの指定管理者制度のもと継続雇用を大きな目的としている為、嘱託職員の数を可能な限り正職員として雇用することとします。このことは、職員の雇用安定を図ると同時に利用者へのサービス向上に繋がっていくものと確信しています。

(4) 日常の職員配置

配置場所	職員配置の時間帯	職名
事務室	8:30~17:15	館長
事務室・機械室	8:30~17:15	次長
受付・教室指導	8:30~17:15	副主幹
事務室・受付	8:30~17:15	スタッフ
受付・教室指導・機械室	13:30~22:15	嘱託職員
事務室・受付	8:30~12:30	事務補助スタッフ
受付	17:15~22:15	夜間スタッフ



標準的な職員配置の考え方

- ・施設管理者として原則的に館長を事務室に配置。(勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は連絡できる体制をとる)
- ・会計事務に精通した職員を事務室に常時配置。
- ・受付に常時1名を配置
- ・体育指導ができる職員を配置
- ・体育館冷暖房機運転時機械室に有資格者を配置

職名	月	火	水	木	金	土	日
館長	A	休	A	A	休	A	A
次長	休	A	A	A	C	休	A
副主幹	B	C	休	B	A	C	休
スタッフ	C	休	A	休	A	A	C
スタッフ	A	C	休	A	休	A	A
囑託職員	B	A	C	休	B	休	A
囑託職員	C	休	A	A	C	休	A
事務補助スタッフ	●	休	休	休	休	休	休
事務補助スタッフ	休	●	休	休	休	休	休
夜間スタッフ	休	D	休	D	休	D	休
夜間スタッフ	D	休	D	休	D	休	D

一週間の勤務ローテーション (例)

- A 8:30~17:15 B 10:30~19:15 C 13:30~22:15
 ● 8:30~12:30 D 17:00~22:15

(5) 人材育成

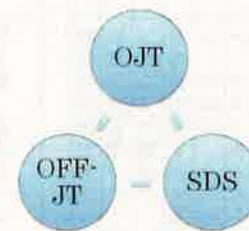
すべての県民が平等、公平に気持ちよく施設を使用していただくため、鳥取県体育協会事務局に研修担当者を配置します。また、鳥取県各部、県公社事業団主催の研修会等を積極的に活用し、階層別・職別研修を体系的に実施していきます。

同様に、各施設においても更に良質なサービスが提供できるよう、職員の資質向上研修会を実施します。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

組織

- ・ OJT（職場内研修）
職場で上司などから実際の仕事を通じて計画的・意図的に実施される個別指導。
- ・ OFF-JT（集合研修）
職場を離れて体育協会事務局等で開催され、知識や技能向上のために集中的に実施される研修
- ・ SDS（自己啓発）
個人が必要とする知識や技能を自ら進んで学ぶシステム



【全職員研修】
(対象 全職員)

研修項目	研修内容	講師	研修形態
接客研修	・ 応接技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF-JT
救急法(AED 取扱含)講習	・ 応急手当、怪我等万が一の対応力の習得	職員(応急手当指導員)	ON-JT OFF-JT
人権研修	・ 差別なき社会を構築するため、人権集会は当然に、県の研修から地域の小座談会に参加し人権意識の高揚を図る	外部 内部	ON-JT OFF-JT
環境問題研修	・ 循環型社会の構築能力を習得する	外部 内部	OFF-JT ON-JT
救急法・応急手当講習会	・ 万一の事故に備え、救急法の技術向上、知識の習得のための研修	職員(指導員)	OFF-JT

【初・中堅スタッフ必須研修】
(対象 副主幹・スタッフ・嘱託職員・事務補助スタッフ・夜間スタッフ)

研修項目	研修内容	講師	研修形態
接客研修	・ 応接技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF-JT
規定・規則の理解	・ 体育協会規定、就業規則の理解	事務局	OFF-JT
基礎事務研修	・ 受付、予約システム、利用料の取扱の習得	職員	ON-JT

救急法(AED 取扱含)講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当、怪我等万が一の対応力の習得 	職員(救急法指導員)	ON・JT OFF・JT
防犯・危機管理研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防計画の理解(実際の避難経路の確認、消防設備の理解) ・ 不審者対応 	職員・外部	ON・JT OFF・JT
個人情報保護法に関わる研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護規定理解 	事務局	OFF・JT

【管理職研修】(対象 館長・次長)

研修項目	研修内容	講師	研修形態
法令遵守研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報取扱研修 ・ 労働関係法規研修 ・ 運営に必要な法令研修 	事務局 職員(社会保険労務士)	OFF・JT
改正規定、規則の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正された体育協会諸規定、就業規則の理解 	事務局	OFF・JT
メンタルヘルス対策研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全配慮義務を理解し、業務によるストレスの排除、対処方法の習得 	職員(社会保険労務士)	OFF・JT
リーダーシップ研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフの魅力を最大限活用研修 ・ モチベーション維持研修 	外部	OFF・JT

【経理・福利厚生担当者研修】(対象 担当者)

研修項目	研修内容	講師	研修形態
経理研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育協会共通の経理の習得研修 ・ 施設の特性を踏まえた施設経理の習得 	事務局 施設	OFF・JT ON・JT
社会保険実務研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付内容の理解 ・ 手続き方法の習得 	職員(社会保険労務士)	ON・JT OFF・JT

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

【指導員研修】（対象 副主幹・スタッフ・嘱託職員）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
安全監視研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故を未然に防ぐ方法等 ・ 利用者に対するアプローチ法 	職員	ON・JT
衛生管理と機器メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常清掃作業基準と実施方法 ・ 検査等維持に関する研修 	職員	ON・JT
指導員資格取得支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本体育協会公認上級スポーツ指導員資格取得など各種スポーツに関する資格 	研修及び受講	計画的に実施する
蘇生法・救急法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心肺蘇生法（AED取扱含） ・ 応急手当等の知識・技術の習得 	職員（応急手当指導員）	ON・JT OFF・JT

組織

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

9 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

記載事項なし

10 委託、工事請負の発注予定

種別	委託	内容	空調用自動制御機器保守点検業務
期間	H26.4～H31.3	金額（概算）	4,265,000
発注先	島根電工（株）	選定方法	随意契約
県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由			
メーカーとの特約店契約があり、営業区域が鳥取県内での契約権限が本社（松江市）である。			
種別	委託	内容	冷温水機保守点検業務
期間	H26.4～H31.3	金額（概算）	4,037,000
発注先	荏原冷熱システム（株）	選定方法	随意契約
県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由			
メーカーとの特約店契約があり、営業区域が鳥取県内での契約権限が本社（広島市）である。			
種別	委託	内容	自動扉（DS-60型）保守点検業務
期間	H26.4～H31.3	金額（概算）	255,000
発注先	ナブコドア（株）	選定方法	随意契約
県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由			
メーカーとの特約店契約があり、営業区域が米子市での契約権限が松江営業所である。			

関係法令・委託

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

社会的責任

1 1 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障害者雇用

- ア 常用労働者数50人以上の事業者であり、
 - 法定雇用率を達成している。
 - 法定雇用率を達成していない。
- イ 常用労働者数が50人未満の事業者であり、
 - 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）を雇用している。
 - 障害者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
(認定書の写し添付)
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。



(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS) I種又はII種規格認証等

ISO14001 又はTEAS I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。(登録証等の写しを添付すること。)
- 認証登録されていない。



(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。(協定書の写し添付)
- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。



12 その他の計画等

(1) その他

① 指定期間5年間事業展開

平成26年度～28年度

- ・ フィットネスルーム利用者増加PR活動
- ・ 商工会議所ほか産業関係団体へ利用促進PR活動
- ・ スポーツ教室の実施



平成29年度～30年度

- ・ 利用者の声を反映し、スポーツ教室の継続実施とともに内容の充実を図る。
- ・ 子ども達に夢や希望を与えるため、スポーツ振興基金を活用し、オリンピック出場選手などトップアスリートを招へいたイベントを実施します。

② 社会貢献について

当協会では、「体協組織として社会に貢献すること」を理念のひとつに掲げ、以下のような地域等の支援活動を行っております。

ア. 社会的貢献活動

県立武道館において、自動販売機の売上の一部を「米子市手をつなぐ育成会」ほか3団体に活動資金として寄附を行っております。米子産業体育館においても、同様に自動販売機の売上げの一部を社会福祉団体に寄附します。



イ. 地域貢献活動

米子市一斉清掃などへの参加や、米子ケヤキ通り振興会の活動に参加し国道431号のケヤキ通りの清掃活動を行うなど地域に貢献する活動を行います。

③ 交通規則遵守への取組について

鳥取県内の自家用車保有率が全国的に高く、車社会であることがうかがわれます。公共施設を管理運営する一員として、「飲酒運転撲滅キャンペーン」を施設内でも展開し、飲酒運転はもちろん交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

1

2

3

4

6

7

8

9

10

11

12

その他

1

2

④スポーツ安全保険の提供

利用者の皆様に、公益財団法人スポーツ安全協会で行っているスポーツ安全保険に加入していただき、より安心して活動していただくために、制度のPRや加入手続きのお世話をします。

(掛金 中学生以下年 800 円他 本人障害、共済見舞、相手方賠償)



3

4

5

6

7

8

⑤許可等の手続

利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）については、鳥取県行政手続条例に則した手続を行います。

9

10

11

⑥忘れ物保管方法等の徹底

「忘れ物マニュアル」により、忘れ物の保管・処理方法を徹底します。

忘れ物（拾得物）マニュアル

- 1 忘れ物（落し物）の届け又は職員が発見した場合は、ただちに別紙様式による「忘れ物台帳」に記入すること。
- 2 貴重品は、1年間保管した後処分すること。
 - ・現金は、1週間以内に警察に届ける。
 - ・高価な物と判断される場合は、警察に届ける。
- 3 衣類、靴、ノート類は6ヶ月保管した後処分すること。
- 4 忘れ物、拾得物は3ヶ月間忘れ物ボックスに置き周知を図ること。
(貴重品は、忘れ物ボックスには置かない)
- 5 警察署への届出及び廃棄処分した場合には、忘れ物台帳に記載すること。
- 6 忘れ物を引き渡す場合は、受取人にどんな状況で合ったのか、よく確認のうえ引き渡すこととし、忘れ物台帳に記載すること。
(本人確認のできるものの提示)

・忘れ物ボックスの設置

利用者の方の忘れ物が、かなり発生いたします。ホールに忘れ物ボックスを設置し



その他

いつでも目で見て確認できるよう設置します。
また、保管期限を過ぎた物で、再利用可能なもの
については、利用者のために活用します。

⑦障がい者に配慮した施設運営

鳥取県立米子産業体育館に来館される利用者の中には、身体に障がいを持つ方が利用されることがあります。

障がい者の方にも利用するにあたり、支障がないように心掛けていきます。

- ・車いす等で利用するスロープやその出入りをする所には、通行を妨げるような物を置いたり自動車、自転車等を止めたりすることがないように注意をはらいます。
- ・誘導点字ブロックについてもスロープと同様の配慮をします。
- ・音声誘導装置が正常に作動することを定期的に点検します。
- ・障がい者用駐車スペース（ハートフル駐車場）を確保します。
- ・定期的に障がい者に配慮するための研修を行い、職員の意識を高めていきます。



⑧人権に配慮した施設運営

職員研修の実施、啓発ステッカーの貼付等人権に配慮した施設運営に努めます。また、差別落書きを発見した場合には「差別落書き対応マニュアル」により措置します。



差別落書き対応

1 目的

差別落書きは、人の心を傷つけるとともに、新たな差別意識をうえつけたり、差別意識を助長するなど、その影響は大きいものがある。

このような差別落書きを根絶するため、差別落書きの未然防止対策についての指針及び対応マニュアルを作成することにより、人権が尊重される社会づくりを目指します。(別紙8)

2 対応要領

(1) 差別落書き等を発見した場合、通報を受けた場合の対応について

① 職員が発見した場合

職員が差別落書きと思われるもの（判断し難いものを含む。以下「差別落書き等」という。）を発見した場合、施設管理責任者及び施設所管課（以下「施設管理責任者等」）へ速やかに連絡する。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
-

その他

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

その他

② 県民等から通報があった場合

ア) 通報者からの聞き取り

県民等から通報を受けた場合は、丁寧に対応し、事象の発生場所や内容を把握するとともに、通報者の氏名、住所、電話番号等を聞き、記録しておく。

イ) 速やかな連絡

通報者から聞き取りを行った後、速やかに施設管理者へ連絡する。

(2) 現場の保存と記録

連絡を受けた施設管理者は、直ちに差別落書き等のある場所に赴き、複数の職員で現場を保存し、差別落書き等の内容、使用したと見られる筆記用具、色彩、大きさ等必要と思われる事項を記録する。

記録後、関係者の現場確認が終了するまでの間、施錠、張り紙等による遮へい及び使用禁止等必要な措置を行うとともに、現場の写真撮影により記録をする。

(3) 現場の処理

現場確認の完了後、施設管理者等の指示により差別落書きの消去を行い、その後使用禁止措置を解除する。

(4) 施設の適正な管理、維持保全について

施設内の巡回、点検、清掃等の際には落書きには十分注意することの徹底。特にトイレ、休憩施設、更衣室等不特定多数の者が出入する場所については、重点的に巡回、点検を行う。また、普段から施設の清掃を十分にを行い、落書きが行いにくい環境づくりに努める。

3 差別事象に関する課題解決に向けた方策の推進

差別事象として指摘があったものについては、速やかな情報収集に努め、関係団体等と連携をとりながら、施設・体育協会と協議しながらそれぞれの立場での役割分担を明らかにする。

また、差別事象の確認等においては、事象を生み出した背景を捉え、施設として取組むべき課題を明らかにし、次のとおり課題解決に向けた取組を行う。

(1) 「差別事象に深く学ぶ」ことを基本に据えた啓発活動を展開する。

(2) 職員に対する研修内容・方法等について差別事象を踏まえて点検・見直しを行いその充実を図るとともに、職務遂行上で差別に結びつくような施策の実施・行動を行うことのないように絶えず点検を行っていく。

(3) 関係団体の研修体制の確立と研修内容の充実を図るための方策を検討し、研修の推進に努める。

(4) 差別行為を指摘したために、かえって自らが不利益に陥ることのないように、社会に訴え得る力を持った人づくりに努める。

(5) 差別意識の払しょくをめざし、指導者等の研修の充実を図る。

⑨適切な会計処理

- ・施設利用にかかる使用申請書、教室参加料チケットやフィットネスルーム利用チケット等は金券として扱い、チケット綴りの受払についてはその都度受払簿に記入し厳重に管理します。
- ・公益財団法人に適用される公益法人会計により会計処理を行なうとともに、監事2名による年1回の内部監査を行ないます。また、県監査委員の監査も受検します。



⑩保険への加入

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一事故が発生し、管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償等を行うため「社会体育施設保険制度」へ加入します。

- (1)施設所有(管理)者賠償責任保険(免責5,000円)
 - ・対人1億円／1事故3億円
 - ・対物1事故500万円
- (2)スポーツ災害補償保険(被災者1名につき)
 - ・死亡・後遺障害補償保険金額 200万円
 - ・医療補償保険金日額 2,500円

⑪館内の禁煙

鳥取県健康づくり応援施設に禁煙施設として認定されております。館内は禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置します。(タバコの自動販売機は設置しません。)



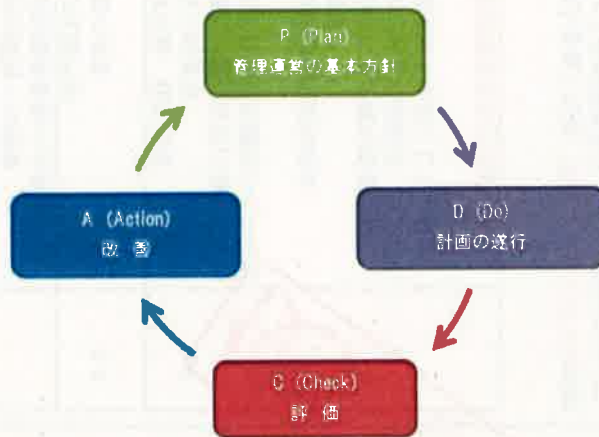
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
-

その他

⑫ PDCAサイクルの最適化、検証

基本方針を作成(PLAN) に始まり、計画に基づき必要な能力を備えた業務従事者が実施・管理(DO)、充実したモニタリング体制で管理内容の問題点を抽出(CHECK)、問題発生防止措置を踏まえた改善提案を検討・再立案(ACTION)するプロセスで、継続的な業務改善を行い、サービスの質を確保します。

このことは外部評価委員会にも反映し、管理運営に関する意見、評価をしていただきます。



- P**
 - ・多くの方に利用され、利用者の満足が最大となる公共施設を目指します。
 - ・社会の変化に対応した管理運営を目指します。
 - ・県内の地域スポーツ、文化振興の要となる施設を目指します。
 - ・効率的な管理運営を目指します。
- D**
 - ・利用者サービスの向上策を行います。
 - ・緊急時の体制及び対策並びに防災体制を徹底します。
 - ・苦情等の未然防止と対処方法を徹底します。
 - ・関係団体と連携し大会やイベントを開催します。
 - ・利用者の要望を踏まえたスポーツ教室を開催します。
 - ・無駄を省きコストの削減に努めます。
- C**
 - ・利用者の要望、要求を把握し、それらをもとに評価をおこないます。
 - 【要望、要求】
 - ・評価委員会(地域・利用者代表・施設長)を設置し運営に関する外部の意見をいただきます。
 - ・みんなの声(意見箱設置、利用者アンケート)や利用者からの要望を分析します。
 - ・職員自ら施設を利用する等、利用者の立場に立った視点を持ちます。
- A**
 - 【要望、要求に対する実現策】
 - ・寄せられた意見、要望(ハード面及びソフト面)については、随時取り上げその実現策について速やかに検討します。
 - ・評価委員会の意見や指摘を受けて管理運営に反映させます。
 - ・施設の大規模改修や制度上の問題等で直ちに処理できない案件については県立教育委員会等関係機関と協議のうえ対応します。

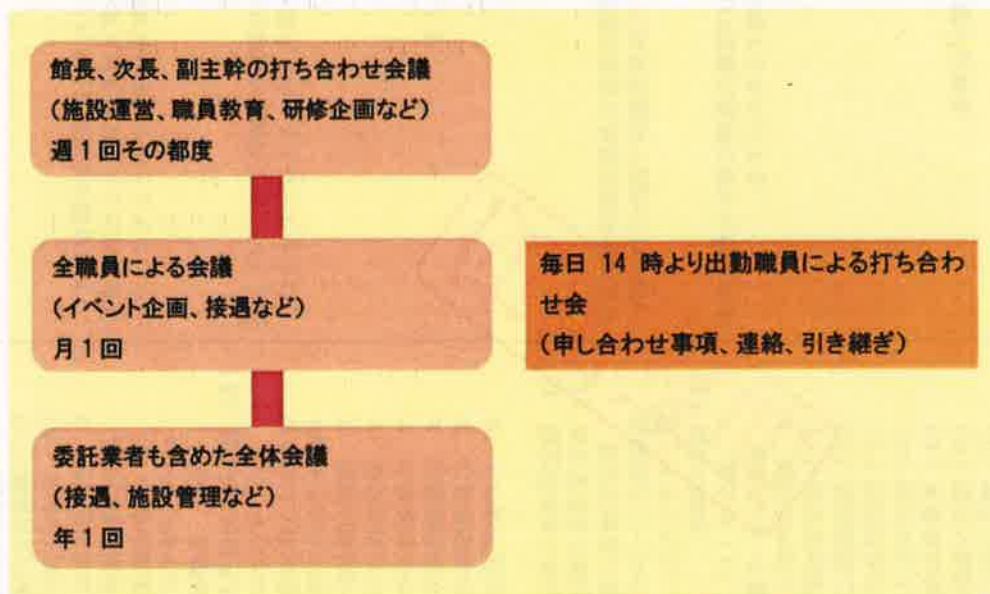
⑬ 守秘義務の遵守

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしません。

⑭ 内部会議による管理運営効率の向上

- ・ 毎日打合せ会を行い、連絡事項の徹底と職員の意識の共有を図ることとします。また、休暇及び時差出勤の職員体制のために、業務日誌による伝達により確認を行います。
- ・ 内容に合わせて職員会議を実施します。

機構図



⑮ 地産地消型の施設運営

- ・ 「鳥取県グリーン購入基本方針」に沿って、物品等の調達にあたっては、環境に配慮した商品を優先的に購入します。
- ・ 外部委託など役務の提供を受ける業者選定は、鳥取県の登録業者から選定します。
- ・ ロビーの机や椅子などに地元の木材で加工された商品の設置をします。

⑯ 駐車場の使用料

通勤のために施設内駐車場を使用する場合、鳥取県公有財産事務取扱規則の規定に基づき、納入します。

⑰ 鳥取県体育協会職員が保有する資格等について

鳥取県体育協会職員が保有する資格等については、別紙 11 のとおりです。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
-
- その他

⑩米子産業体育館 平成24年度 施設所管課による業務点検評価結果

項目	評価	点検結果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	B	○各種点検業務、機械警備業務、清掃委託業務について、業者と委託契約を締結し適切に実施している。 ○職員が巡回し、危険箇所等の確認し、修繕の必要な箇所があった場合には迅速に対応している。
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免	B	○スポーツの振興を図るため、関係団体と連携し、各種大会や展示会の開催等の利用調整を行っている。 ○スポーツ教室の拡充や新規イベントの開催等により収入の確保に努めている。 ○利用料徴収、減免について、基準に従い適正に行われている。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○付属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	B	○受付窓口での案内をはじめ、利用者へ積極的に声をかけ、利用者が親しみやすく、かつ、利用しやすい心がけられている。
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供、向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	A	○各種のイベントを計画したり、開催することをホームページ等で周知している。 ○アンケートにより利用者からの意見を把握し、管理運営に取り入れている。 ○フィットネスルームを充実するなど施設としての価値を高め利用率の向上に努めている。
[収入支出の状況]	B	○外部への委託業務において、指名競争入札等を積極的に導入し、経費の節減に努めている。 ○施設利用のセールス(企業訪問等)に積極的に取り組み商業的利用等利用者の確保に取り組んでいる。
[職員の配置]	B	○適正な人員配置がなされている。
総括	B	○指定管理者制度導入後、新規イベントの企画、外部委託での経費の節減、利用者からの意見反映、利用者の利便性の確保が図られている。

《評価指標》

- A: 協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- B: おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
- C: 一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
- D: 協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。